

事務連絡
令和4年5月25日

公益社団法人 神奈川県医師会 御中
公益社団法人 神奈川県歯科医師会 御中
公益社団法人 神奈川県薬剤師会 御中
公益社団法人 神奈川県病院協会 御中
一般社団法人 神奈川県精神科病院協会 御中
公益社団法人 神奈川県看護協会 御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について
(指示)」の一部改正について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和4年5月25日付けで厚生労働省健康課予防接種室から改正の通知がありましたので、別添のとおり送付いたします。

貴会会員への周知につきましてもよろしくお願いいたします。

問合せ先
ワクチン接種グループ
電話 045-285-0717 (直通)

別添文書

1. 【都道府県宛】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について
2. 【市町村宛】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について
3. 【新旧】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について
4. 【改正後全文】「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

厚生労働省発健0525第2号
令和4年5月25日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年5月25日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日

各

市町村長
特別区長

 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年5月25日から適用する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種及び第一期追加接種に使用するワクチンに組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を18歳以上の者とする事
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種において使用するワクチンをコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)とし、その対象者を18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>	<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>
<p>一部改正 <u>厚生労働省発健0525第1号</u> <u>令和4年5月25日</u></p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日</p>

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 5 歳以上の者。

2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 使用するワクチン

（1）初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）	12 歳以上の者
--	----------

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者
貴市町村（特別区を含む。）の区域内に居住する 5 歳以上の者。

2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 使用するワクチン

（1）新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の承認を受けたものに限る。）

（2）新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

（3）新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

（4）新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

（5）新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。）

〈改正後〉

〈現 行〉

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>	<u>受けたものに限る。）</u> <u>ただし、（1）及び（2）については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。（3）については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。（4）については、上記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> <u>追加接種を行う場合においては、（1）及び（2）に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、（1）については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種には使用しないこととし、（2）については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。</u>
<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。）</u>	
<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u>	
<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者</u>	

（2）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>12歳以上の者</u>
<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第</u>	<u>18歳以上の者</u>

〈改正後〉

〈現 行〉

<p><u>14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>		
<p><u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>	
<p><u>(3) 第二期追加接種</u> <u>第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</u></p>		
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</u></p>	

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和4年9月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 40 歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
---	----------

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)

以上